

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 5 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県条例第 1 号

佐賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

佐賀県議会委員会条例（昭和31年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（常任委員会の名称、委員定数及び所管）			（常任委員会の名称、委員定数及び所管）		
第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。			第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務委員会	10	<u>肥前さが幕末維新博事務局に関すること。</u> 政策部に関すること。 略	総務委員会	10	政策部に関すること。 略
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。